

このコラムが掲載される頃には野田第二次内閣が発足している。小沢グループからの入閣を避けたのは脱小沢の第一歩であり、民主党解体の幕開けである。プロローグとして八ッ場ダム建設中止を訴えてきた中島政希衆院議員が離党した。離党の際に「建設継続は政党政治の歴史に汚点を残す歴史的愚行」と言い残したように八ッ場ダムは建設すべきでない不要不急の公共事業である。

首都圏はこれ以上水を必要とせず、ダムはすぐに土砂で埋まり、水質汚染を招き、治水機能も維持できないので本来の目的は何一つ達成できずに後世にツケを回すだけである。唯一国交省OBや建設会社を潤すための公共事業であり、自民政権時代に逆戻りをしてしまった。「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」は国交省の自作自演の結論ありきの報告書であるから、紙のムダ使いをせずに表紙の裏に「4-225ページ」を貼り付ければよかった。この報告書(素案)に対するパブリックコメントも「国民が所管官庁の意向に沿わない意見はどんなに詳細に書いてもムダである」ということが明らかになった。埼玉県議会議員が音頭をとって”やらせ”のパブリックコメントを応募させても国交大臣のお咎めなしである。

政権交代当初、民主党は政治主導で官僚支配から脱却することを強調していたが、代表が毎年替わる内に官僚支配は政権交代以前の状態に戻り、首相はじめ素人大臣は官僚の筋書き通りに政策決定を行っている。前田武志国交大臣は建設省出身であるため政治主導で適切な采配ができるかと思っていたが、省益を優先する姿勢が明らかになり期待を裏切られた。

野田政権は「公共事業をつくるための工事」の象徴としての八ッ場ダム建設を継続したことにより、野田内閣は公共事業削減も歳出削減も行う気はまったくないという意思表示をしたことになる。政権交代前に「国民の生活が第一」



ムダを生む社会的意思決定のあり方を問う

江原幸彦

や「税金のムダづかいの根絶」を掲げた小沢氏・鳩山氏のマニフェストと野田政権の政策とは根本的に違う。今年行われるであろう選挙では「公務員とそのOBの生活が第一」、「国民のために使う税金のムダづかいの根絶(公務員とそのOBのために使う税金はムダとは言わない)」、「公共事業維持のための消費税増税」を新しいマニフェストとして明確に掲げ、そのマニフェストを実施する意思がある候補者のみ新装民主党として出直すべきである。民主党が分裂することでこの国の「官僚独裁体制」は決定的になり、国民の失望は計り知れない。

民主党の解体と共に政治主導から官僚主導に戻ることに、審議会による社会的意思決定が復活することになる。審議会による実質的な意思決定には責任が伴わないので国民に甚大な犠牲が出る事態になっても誰も責任は問われない。

大阪大学小林傳司教授は科学技術と社会的意思決定のあり方について問題提起している。英国BSE事件の検証では「サウスウッド報告書」をまとめたリチャード・サウスウッド氏は「科学的な不確実さがあるときの意思決定の難しさ」を告白し、「少数意見を併せて報告すべきであった」と反省している。小林氏は「科学的な不確実さ」の問題と「審議会による意思決定のあり方」の問題を挙げている。私見としては、「科学的な不確実さ」がある場合に、科学者はどの程度不確実であるかを提示し、国民の利益またはリスク回避を優先するように科学者の倫理に従って進言すべきと考えている。福島原発事故では2009年に経産省の審議会で岡村行信活断層・地震研究センター長が「869年に宮城県沖で発生した貞観地震を根拠に東北地方の太平洋岸で大津波が起こる可能性が大きいとして万全の対策が必要である」と指摘していたが、東電も原子力安全・保安院もこれを無視した。これから福島原発事故と東北全体の津波

被害について検証されると思うが責任の所在を明らかにしてほしい。さらに小林氏の指摘するように審議会による実質的な意思決定の方法の妥当性についても検証してほしい。

2007年の建築基準法改正による「建基法不況」は検証されないままにある。国交省の重要事項は社会資本整備審議会から答申され、ほぼそれを基に政策決定されるが、ここに問題がある。耐震偽装事件を受けてさまざまな法改正・新法制定が行われたが建築の質の保証と消費者保護に結びついていない。それどころか、新たな天下り外郭団体が次々に誕生し焼け太りしてしまった。社会資本整備審議会の実質的な意思決定の検証がなされない限り、国民の新たな犠牲と社会コストの負担増は避けられない。耐震偽装事件では国交省は建築士に責任を負わせ、責務を強化した。さらに建築審査の停滞を建築士の不慣れによるものと責任転嫁をして顰蹙を買った。「建基法不況」の原因を検証し、社会的意思決定のあり方と意思決定に携わる者の責務を明確にしない限り今後も同じ過ちを繰り返す。

このコラムに何度も書いているように新たな規制としてCASBEE評価認証が義務化されつつある。すでに前田国交大臣が代表を務めていた「健康・省エネ住宅を推進する議員連盟」に対して、社会資本整備審議会の常連委員でありCASBEEの開発者である村上周三氏が「健康・省エネ住宅のすすめ」というプレゼンテーションを行っている。経産省の省エネ法が漸次改正され、それに併せて国交省としても「CASBEE評価認証」と「住宅の高断熱化」の義務化に向けて動いていると思われる。昨年12月に日本建築学会で行われた「建築・社会システムに関する連続シンポジウム <第14回> 伝統構法木造建築物における諸問題と今後の展望」では改正省エネ法がもたらす伝統構法木造に対する影響について筆者もあわせ複数の委員が指摘した。筆者は「日本建築学会が科学・技術を基礎とするなら地球温暖化について科学者の意見を仰ぎ、それを基に低炭素社会実現の妥当性を判断すべきである」と提案し、来場者からも複数賛同する意見があった。

「健康・省エネ住宅のすすめ」の資料では高断熱化のメリットをいくつか挙げている。それに対する筆者の見解は以下の通りである。「冬期の高齢者の入浴中の死亡を防止する」とあるが、家全体の高断熱化よりも脱衣室と浴室の局所的断熱化と局所暖房の方が合理的であり、コストを抑えるのでより現

实的である。「暖房費の節約」については資料の暖房費の見積もりは過大であり、断熱工事費用回収の計算は誤りである。生活部門におけるCO<sub>2</sub>排出量の冷・暖房の占める割合は低く、高断熱化によるCO<sub>2</sub>排出量の削減効果はそれほど大きくない。

既存住宅に住む消費者にとっては高断熱化より耐震性向上の方が喫緊の課題であり、そちらの方に投資を向けるべきである。「断熱向上による便益」については恣意的であり、高断熱化や設備機器の多用によってライフサイクルコストとしてCO<sub>2</sub>の排出量が返って増加する。若い世代が果敢に挑戦している新しい建築デザインの発展を阻害することや伝統的な建築生産システムの破壊をもたらすような社会的影響についてはまったく考慮されていない。「高断熱による疾病罹患率の低下」については通常の高断熱と新省エネ基準の高断熱の違いによる罹患率を比較すべきである。提示されている罹患率のデータも筆者の実感とは違うので今後調べてみたい。根本的にはCASBEEが開発されたときの地球温暖化に対する科学的認識と現在の科学的認識の変化を検証した上で省エネ法の見直しをすべきである。

法律はどんな悪法でも一旦成立してしまうと後戻りがしにくい。「CASBEE評価認証」が全戸建て住宅に導入されるとそれがムダな投資になるとわかったときには既に開発者に意見することはできない。このことは耐震偽装事件以降の一連の法改正で懲りたはずである。「CASBEE不況」を招く前に「CASBEE評価認証」と「住宅の高断熱化」の義務化を再考すべきである。

- 改正建築基準法が日本の破壊を招く  
<http://janjan.voicejapan.org/living/0709/0709031756/1.php>
- 小林傳司教授の「白熱教室」  
<http://www.nhk.or.jp/hakunetsu/japan/lecture/111030.html>
- 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会  
<http://icanps.go.jp/post-1.html>
- 「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対するパブリックコメントについて  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000190.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000190.html)
- 八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000192.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000192.html)
- 健康・省エネ住宅のすすめ  
[http://www.maetake.com/resource/100407\\_murakami\\_text.pdf](http://www.maetake.com/resource/100407_murakami_text.pdf)

えはら・こういち | 木の建築設計

1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。1996年木の建築設計設立